主任介護支援専門員研修Ｑ＆Ａ

Ｑ・Ａ	内　　容
Ｑ	専任（常勤専従）の考え方について
Ａ	常勤とは、当該事業所における勤務時間が、当該事業所において定められている常勤の従事者が勤務すべき時間数（32時間を下回る場合は32時間を基本とする）に達していることをいいます。 雇用形態（正社員、パート、アルバイト）を問いません。 （例）事業所における通常の勤務時間が１日あたり7時間（週35時間）と定められている事業所において、１日あたり7時間（週35時間）勤務している者については常勤という扱いとなる。 専従とは、サービス提供時間帯（当該従事者の当該事業所における勤務時間）を通じて、当該サービス以外の職務に従事しないことをいいます。 他の業務と兼務した期間、非常勤としての従事期間は、従事時間に参入できません。 ただし、当該居宅介護支援事業所の管理者との兼務については、従事期間に参入して構いません。 病気休業や育児休業などによる休職期間は通算から除外して下さい。
Ｑ	管理者として業務に従事した期間について
Ａ	管理者としての従事期間は、担当ケースを持ち、ケアプランを作成していれば従事期間として算入できますが、管理者選任で管理業務のみを行っていた場合は、介護支援専門員としての実務経験としては認められないため、従事期間として算入できません。
Ｑ	介護支援専門員として「サービス計画書」を作成していない場合について
Ａ	介護支援専門員として就労していても、単に要介護認定のための調査業務を行っていた場合、利用者やサービス提供事業者との連絡調整のみ行い、サービス計画書の作成を行っていなかった場合は、実務経験として認められません。
Ｑ	地域包括支援センターに「保健師」、「社会福祉士」として配置されている期間について
Ａ	地域包括支援センターにおいて、保健師、社会福祉士として配置されている者は、専任とは考えにくいが、実態としてケアプラン作成等の介護支援専門員の業務を行っていることが確認できれば、専任として捉え、業務従事期間に算入することができます。
Ｑ	勤めていた事業所の閉鎖等により、「実務経験証明書」が提出できない場合について
Ａ	以下の方法で証明をして下さい。 （事業所が廃業等で実在しない場合や何等かの理由で証明書がもらえない場合） 廃業等の場合で、旧経営者（管理者）が過去の勤務状況が把握できる勤務記録等を保管している場合は、「元〇〇事業所管理者□□□」として証明してもらって下さい。この場合、当該事業所の開所、閉鎖の年月日の分かる書類を併せ提出して下さい。 廃業等で上記が不可能な場合およびその他の事情で証明書の提出が困難な場合は、受講申込者が保有している雇用契約書や給与明細書、ねんきん定期便などの 勤務実態が分かる書類を提出して下さい。 その他、個別の事情のある方はご相談下さい。
Ｑ	やむを得ない理由により、研修の一部を受講できなかった場合について
Ａ	研修受講者の遅刻・早退や欠席は認められません。ただし、やむを得ない理由により研修の一部を受講できなかった場合は、翌年度の主任介護支援専門員研修で未修了科目のみ受講し、修了評価を受ければ修了できます。 但し、演習科目についての欠席は、1日の欠席でも全ての演習（「対人援助者監督指導」2日と「個別事例を通じた介護支援専門員に対する指導・支援の展開」3日の計5日）を受講しなければなりません。
Ｑ	介護支援専門員の登録都道府県と研修を受講する都道府県が異なる場合について
Ａ	愛知県で介護支援専門員の登録している方が、愛知県以外の都道府県が実施する主任介護支援専門員研修の受講を希望する場合は、事前に愛知県健康福祉部高齢福祉課（052－954－6289）宛に連絡をお願いします。 また、介護支援専門員の登録を愛知県以外の都道府県で行っている方が、愛知県が実施する主任介護支援専門員研修の受講を希望する場合は、事前に介護支援専門員の登録をしている都道府県の介護保険担当課に申し出て下さい。
Ｑ	主任介護支援専門員研修を修了すれば、介護支援専門員証の更新手続きは可能でしょうか
Ａ	できません。 主任介護支援専門員**更新**研修を修了した者は、「介護支援専門員更新研修」に置き換えて免除されます。
Ｑ	申込時に必要な各種研修修了証（専門研修課程Ⅱなど）を紛失などで添付できない場合、どうしたら良いでしょうか
Ａ	研修実施機関である愛知県社会福祉協議会・福祉人材センター（電話：052－212－5516）へ電話連絡して「修了証明書」の交付を受け添付して下さい。